

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

日本においては、平成18年の「自殺対策基本法」の制定、平成19年の「自殺総合対策大綱」の閣議決定、平成28年の「自殺対策基本法」の改正、および全ての地方自治体への自殺対策計画策定の義務付け、3度の「自殺総合対策大綱」の見直しなどを経て、3万人を超えていた自殺者数はやや減少しましたが、依然として毎年2万人もの多くの尊い命が失われており、深刻な事態にあると言わざるを得ません。

野洲市では、誰一人自殺に追い込まれることのない「人と人が支えあう安心なまち」の実現をめざし、平成30年度に「いのち支える野洲市自殺対策計画」を策定しました。本市が行っている全ての取組は、市民の方々が安心・安全に生きることを支援するものであり、自殺予防そのものでもあるという視点をもって、全事業の見直しを行い、自殺対策の施策を定めたものでした。

この度、実施期間（平成31年度～令和5年度）の最終年度にあたり、5年間の遂行状況の振り返りと評価を行い、新たに、「第2期 いのち支える野洲市自殺対策計画」を策定しました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺が、個人の自由な意思や選択の結果であるかのような誤った認識や偏見は、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況を作っているのも大きな課題です。

第2期計画では、そのような生きることを阻害する要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことや、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということを社会全体で認識するよう改めて徹底していくことをめざし、未遂者への支援を含め、女性・若者への支援を強化することで、現状に即した自殺対策計画としました。

2 計画の期間

本計画の期間は、国の自殺総合対策大綱がおおむね5年を目処に見直しが行われることを踏まえ、令和6年度（2024年度）を初年度とし令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

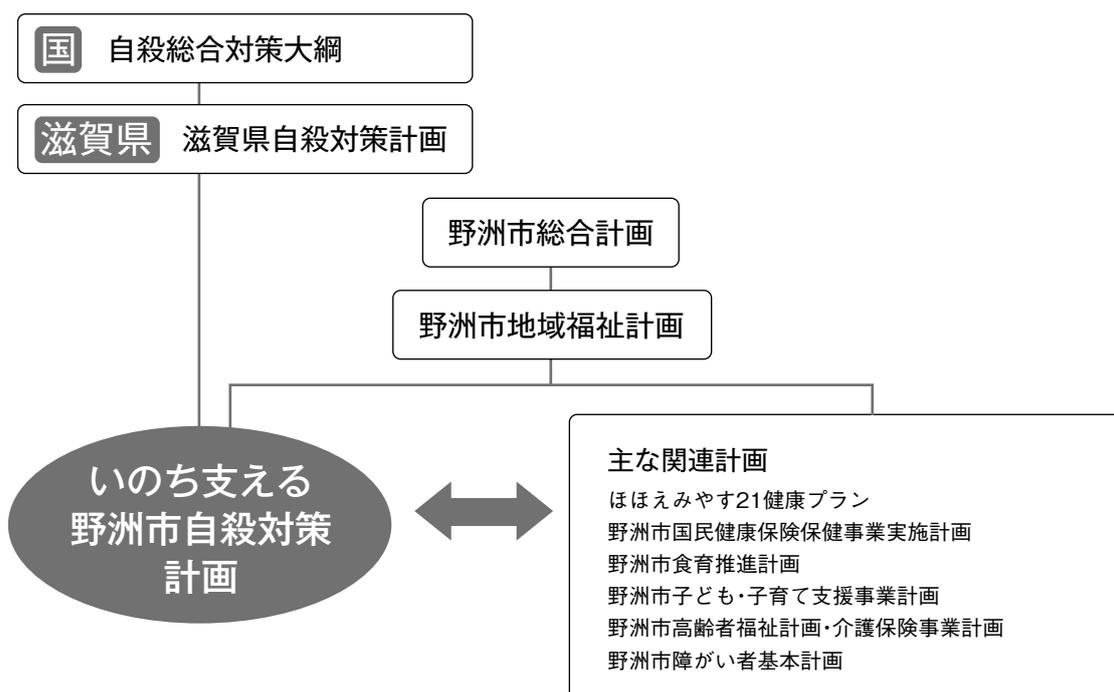
なお、本計画は、自殺対策基本法又は自殺総合対策大綱が見直された場合や、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、必要な見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村計画として策定するものです。令和4年10月に国が閣議決定した「自殺総合対策大綱」、及び令和5年度に滋賀県が策定した「滋賀県自殺対策計画」を踏まえた、具体的な地方計画として位置づけます。平成31年3月に策定し、平成31年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間を実施期間とした「いのち支える野洲市自殺対策計画」の進捗状況进行评估し、さらに発展させたものです。

野洲市総合計画のもとに策定された野洲市地域福祉計画を上位計画とし、「誰も自殺に追い込まれることのない野洲市」をめざして基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。同時に、自殺予防に関連する既存の各種計画と整合性を図るものとしします。

【各計画との関連体系】



4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的にめざすのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。その実現に向けて、対策を進めるうえでの具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果をあげているか検証を行う必要があります。国は令和4年10月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」の改定において、旧大綱の数値目標を継続し、令和8年（2026年）までに人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成27年と比べて30%以上減少させることを、自殺対策の目標として定めています。

野洲市においては、平成30年度に策定した自殺対策計画の目標値を達成せず、自殺者数はほぼ横ばいであったことから、第2期自殺対策計画では、平成30年度策定の自殺対策計画の目標を継続することとします。（平成31年度からの進捗状況の振り返りについては第2章4を参照）

【自殺対策を通して達成すべき当面の目標値】

自殺死亡率：13.3以下 年間平均自殺者数：7人以下

*自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数

*自殺者数及び自殺死亡率算出の元となる統計は、警察庁「自殺統計」（自殺日・居住地）により算出（令和6年～令和10年を対象とする。）

5 数値目標を達成するための評価指標

野洲市では、自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの基本方針（25～28ページに内容を記載）から、既存事業を最大限に活かして、「生きる支援」に関連している事業に自殺対策の視点を加えた施策を本計画へ盛り込んでいます。個々の事業の実施が自殺の減少という「結果」となってもすぐに現れるわけではないため、事業として適正であったかどうか、「自殺対策の取組」において掲げる「基本施策・重点施策」ごとに評価の指標を設け、評価・検証します。

6 策定体制

既存の「野洲市市民生活総合支援推進委員会（自殺防止対策連絡部会）」（事務局 市民生活相談課、部会主管課は健康推進課）及び「自殺対策関係課会議」（事務局 健康推進課）と、市民、関係機関、行政によって構成する「野洲市自殺対策計画策定委員会」（事務局 主：健康推進課、副：市民生活相談課）が連携し、自殺の実態や課題の認識と地域の社会資源等の情報について共有し、自殺対策に関する意見交換等をしながら野洲市自殺対策計画を策定します。

<野洲市自殺対策計画策定体制>

野洲市市民生活総合支援推進委員会

(自殺防止対策連絡部会)(2回)

事務局：市民部市民生活相談課

*自殺防止対策連絡部会の運営は
健康福祉部健康推進課が主管

○政策調整部

(企画調整課)

○総務部

(人事課・総務課・人権施策推進課・人権センター
・市民交流センター・税務課・納税推進課)

○市民部

(市民課・市民生活相談課・危機管理課・協働
推進課)

○健康福祉部

(社会福祉課・障がい者自立支援課・地域生活
支援室・発達支援センター・子育て家庭支援課・
家庭児童相談室・こども課・子育て支援セン
ター・高齢福祉課・介護保険課・地域包括支
援センター・保険年金課・健康推進課)

○都市建設部

(住宅課)

○環境経済部

(環境課・商工観光課)

○みず事業所

(上下水道課)

○教育委員会事務局

(教育総務課・学校教育課・ふれあい教育相談
センター・生涯学習課)

野洲市自殺対策計画策定委員会(3回)

委員(20名以内)

- ・学識経験者 1名
- ・守山野洲医師会 1名
- ・市内精神科病院(湖南病院) 1名
- ・守山野洲薬剤師会 1名
- ・滋賀弁護士会 1名
- ・守山警察署 1名
- ・湖南広域消防局東消防署 1名
- ・野洲市教育委員会校長会 1名
- ・守山野洲地区労働者福祉協議会 1名
- ・野洲市精神障がい者患者家族会 1名
- ・滋賀県自死遺族の会 1名
- ・滋賀県断酒連絡会野洲断酒会 1名
- ・野洲市民生委員児童委員協議会 1名
- ・野洲市社会福祉協議会 1名
- ・草津保健所 1名
- ・公募委員 1名

【事務局】

主：健康福祉部健康推進課
(野洲市市民生活総合支援推進委員会
自殺防止対策連絡部会主管課)
副：市民部市民生活相談課
(野洲市市民生活総合支援推進委員会事務局)

情報共有

意見交換



意見

報告

自殺対策計画策定関係課会議

目的：①自殺対策計画策定に係る関連事業の検討
②計画策定後の関連事業の評価

- 健康推進課<事務局>
- 自殺防止対策連絡部会関係課(随時)
 - ・人権施策推進課
 - ・市民生活相談課
 - ・社会福祉課
 - ・障がい者自立支援課
 - ・地域生活支援室
 - ・発達支援センター
 - ・こども課
 - ・子育て家庭支援課
 - ・家庭児童相談室
 - ・保険年金課
 - ・高齢福祉課
 - ・地域包括支援センター
 - ・商工観光課
 - ・学校教育課
- その他関係課・機関(必要時)

※第2期自殺対策計画の策定を行った令和5年度のものであります。

7 計画の評価

本計画で目標を達成するためには、市民、関係機関などの理解と協力を得ながら着実に各施策の推進を図ることが重要です。施策の実施に当たっては、できるだけ数値化した指標を用いて計画の進捗状況が目に見えるように工夫します。毎年、野洲市市民生活総合支援推進委員会（自殺防止対策連絡部会）にて取組状況について協議し計画を推進していきます。

また、第2期自殺対策計画策定後、約1年が経過する令和7年度（2025年度）に、野洲市市民生活総合支援推進委員会（自殺防止対策連絡部会）、学識経験者等とともに中間評価を行い、令和10年度（2028年度）には、次期計画の推進に反映させるための総合的な評価を行います。